第七条の十六の次に次の一条を加える。

（法第三十七条第一号イの表の政令で定めるひとり親）

第七条の十六の二　法第三十七条第一号イの表の(3)に規定するひとり親で政令で定めるものは、ひとり親のうち父である者とする。

2　法第三十七条第一号イの表の(4)に規定するひとり親で政令で定めるものは、ひとり親のうち母である者とする。

第九条の六の二第二項中「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第五項」に改める。

第十一条の二中「第六条第三項」を「第六十条第三項」に改める。

第二十条の二の十三中「第九条の三の二第七項」の下に「（同法第六十六条の七第四項の規定により みなして適用する場合を含む。）」を加える。

第二十条の二の十四中「第九条の六の四第四項」の下に「（これらの規定を同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を加える。

第二十条の二の十五中「によつて」を「により」に改める。

第二十条の二の二十五第一項中「第七十二条の二第一項第一号」の下に「又は第三号」を加え、「第二十条の二の十八」を「第二十条の二の十九」に改め、同条第三項中「第二十条の二の十九第三項」を「第二十条の二の二十第三項」に改め、同条第四項中「同項第一号」の下に「及び第三号」を加え、同条第五項を削り、同条第六項中「第四項の外国法人」を「前項の外国法人」に、「第二十条の二の二十五第三項」を「第二十条の二の二十六第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条に次の三項を加える。

6　法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業税を課されない事業を除く。次項において同じ。）と同条第一項第三号に掲げる事業とを併せて行う内国法人のそれぞれの事業に係る資本割の課税標準は、当該内国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十一第六項又は第七十二条の二十二第一項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とし、法第七十二条の二十一第七項の規定又は第三項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする。）を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうちそれぞれの事業に係る者の数で按分して計算した金額とする。

7　法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業と同項第三号に掲げる事業とを併せて行う外国法人のそれぞれの事業に係る資本割の課税標準は、当該外国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十二第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の金額とし、法第七十二条の二十一第七項の規定又は第四項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする。）を当該外国法人の恒久的施設の従業者のうちそれぞれの事業に係る者の数で按分して計算した金額とする。

8　第二十条の二の二十第三項から第五項までの規定は、第三項、第四項又は前二項の規定の適用がある場合における第三項及び第六項の事務所又は事業所並びに第四項及び前項の恒久的施設の従業者の数について準用する。

第二十条の二の二の二十五を第二十条の二の二十六とする。

第二十条の二の二の二十四第二項中「第二十条の二の十九第三項」を「第二十条の二の二十第三項」に改め、同条を第二十条の二の二十五とする。

第二十条の二の二の二十三第三項中「第二十条の二の十九第三項」を「第二十条の二の二十第三項」に改め、同条を第二十条の二の二十四とし、第二十条の二の二十二を第二十条の二の二十三とし、第二十条の二の二十一を第二十条の二の二十二とし、第二十条の二の二十を第二十条の二の二十一とする。

第二十条の二の十九第一項中「第二十条の二の十六第一項」を「第二十条の二の十七第一項」に、「第二十条の二の二十三第二項」を「第二十条の二の二十四第二項」に、「第二十一条の八第一項」を「第二十条の二の二十六、第二十一条の九第一項」に、「第二十条の二の二十八」を「第二十条の二の二十九」に改め、同条を第二十条の二の二十とし、第二十条の二の十八を第二十条の二の十九とし、第二十条の二の十七を第二十条の二の十八とし、第二十条の二の十六を第二十条の二の十七とする。

第二十条の二の十五の次に次の一条を加える。

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の単年度損益の算定の特例）

第二十条の二の十六　法第七十二条の十八第一項第一号の規定により連結申告法人以外の内国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第六十六条の十三第一項に規定する所得基準額とされた額とする。

2　法第七十二条の十八第一項第二号の規定により連結申告法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第六十八条の九十八第一項に規定する連結所得個別基準額は、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度に係る法人税の課税標準である連結所得の計算上同項に規定する連結所得個別基準額とされた額とする。

第二十一条の二の二中「第九条の三の二第七項」の下に「（同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を加える。

第二十一条の二の三中「第九条の六の四第四項」の下に「（これらの規定を同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を加える。

第二十一条の三中「によつて」を「により」に改める。

第二十一条の八第一項中「第二十一条の四第一項」を「第二十一条の五第一項」に改め、同条第三項中「第二十条の二の十九第三項」を「第二十条の二の二十第三項」に改め、同条を第二十一条の九とし、第二十一条の七を第二十一条の八とし、第二十一条の四から第二十一条の六までを一条ずつ繰り下げる。

第二十一条の三の次に次の一条を加える。

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の所得の算定の特例）

第二十一条の四　法第七十二条の二十三第一項第一号の規定により連結申告法人以外の内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第六十六条の十三第一項に規定する所得基準額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上同項に規定する所得基準額とされた額とする。

2　法第七十二条の二十三第一項第二号の規定により連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第六十六条の九十八第一項に規定する連結所得個別基準額は、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度に係る法人税の課税標準である連結所得の計算上同項に規定する連結所得個別基準額とされた額とする。

第二十二条第十号を同条第十一号とし、同条第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から非化石電源（非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。）を利用する電源をいう。以下この号において同じ。）としての価値を有することを証するものとして総務省令で定めるものを購入した場合（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十七条第一項に規定する卸電力取引所を介して自らが販売を行つたものを購入した場合を含む。）であつて、非化石電源としての価値を有するものとして電気の供給を行う場合（総務省令で定める場合に限る。）における当該購入の対価として当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額

第二十三条第二項中「第二十条の二の十九第三項」を「第二十条の二の二十第三項」に改める。

第三十五条の四の七第一項の表八月の項中「第七十二条の二十四の七第七項」を「第七十二条の二十四の七第八項」に改める。

第三十五条の十七第一項中「百分の〇・六〇」を「百分の〇・六五」に改める。